

2021年10月

「内部統制システム構築義務違反を理由として取締役個人が賠償責任を負うべきか」

第8期 客員研究員

所属役職 金沢大学 准教授

氏名 早川 咲耶

要約

会社の従業員による違法行為が行われた場合、当該不法行為に直接は関与していない取締役が当該違法行為の被害者から直接に損害賠償責任を追求されることがある。この場合、取締役の会社法上の責任根拠としては監視義務違反と内部統制システム構築義務違反が問題とされることが多い。後者の内部統制システム構築義務違反による役員の個人責任は認められにくいとされていたが、最近の下級審では認容事例が散見される。

本稿は、上記のような内部統制システム構築義務違反を会社経営者の第三者に対する損害賠償責任の根拠として用いることが妥当かという問題意識から、アメリカ法を比較法として検討しつつ、内部統制システム構築義務違反について争われた日本の最近の裁判例（11件）について概観した上で、特に非業務執行取締役の対第三者責任を認める根拠として内部統制システム構築義務を用いることについて疑問を指摘したものである。

日本の裁判例は、内部統制構築義務を取締役個人の義務と位置づけて、体制不備の存在について非業務執行取締役も含めて取締役個人の責任を認める例が存在しており、学説もその状況を支持している。しかし、この日本の状況は必ずしも論理的必然性をもつものではない。そもそも、内部統制システム構築義務は、会社のシステムのあり方への関与の問題であり、会社の利害関係者に対する職務義務ではない。最近の裁判例は内部統制システム構築義務違反を根拠とした取締役個人の対第三者責任を比較的積極的に認めているが、これら裁判例事案は消費者被害としての側面が強く、消費者法等による救済も考え得るところである。むしろ、アメリカ法を参照しつつ、内部統制システム構築義務の位置づけを再考することにも検討の余地がある。

以 上

(掲載誌：早川咲耶『内部統制システム構築義務違反を理由として取締役個人が賠償責任を負うべきか』金沢法学 (2021.7) 59-76 頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。